

## 北海道運輸局における行政情報ネットワークシステムの運用・管理及び保守仕様書

### 1. 件名

北海道運輸局における行政情報ネットワークシステムの運用・管理及び保守契約

### 2. 目的

本契約は、北海道運輸局（北海道運輸局管内各運輸支局本庁舎、分庁舎及び海事事務所を含む。以下「運輸局等」という。）において、クライアントPC等の安定、確実な動作の維持のために運用・管理及び保守を行うことを目的とする。

### 3. 運用・管理及び保守の期間、時間等

期 間： 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

年末年始の休日を除く月曜日から金曜日までの週3日（カレンダーのとおり）

（指定する曜日が祝日の場合は、監督職員が別途振り替えて指定する。）

時 間： 9：00から12：00までの1日3時間

日 数： 週3日、年間 計153日

なお、監督職員が緊急を要すると判断した場合の時間外については、実施責任者は監督職員と協議のうえ速やかに対応すること。

### 4. 実施責任者及び常駐員

(1) 受注者は、運用・管理及び保守に係る社内における実施責任者及び北海道運輸局に常駐する常駐員を定め、その氏名・役職を監督職員に通知するものとし、変更する場合も同様とする。

なお、北海道運輸局は令和8年3月に移転を予定している。

(2) 常駐員は、行政情報ネットワークシステムの接続機器に関して熟知した技術員であること。

### 5. 要員数

常駐員 1名（3. に定める期間、時間中、北海道運輸局総務部総務課に常駐）

### 6. 対象機器等

対象機器等は、運輸局等において行政情報ネットワークシステムに接続のクライアントPC、NAS、プリンタ、スキャナー等のハードウェア及びこれらに導入されているソフトウェアとする。

### 7. 業務内容

業務内容は次のとおりとし、詳細は「国土交通省行政情報ネットワークシステムの運

用・管理及び保守詳細仕様（北海道運輸局版）」に定める。

なお、常駐員は、第三者との混在・共同作業を行ってはならないものとする。ただし、特別の理由があり、監督職員がこれを認めた場合はこの限りでない。

- (1) 対象機器等の運用・管理及び業務支援
- (2) 対象機器等の保守
- (3) 対象機器等の障害発生時の対応

#### 8. 協議事項

業務にあたり不明な点等がある場合、実施責任者及び常駐員は監督職員と協議のうえ、その指示によること。

#### 9. 消耗品等

業務にあたり必要とする消耗品等は、受注者が用意すること。

#### 10. 損害等

- (1) 業務にあたり物品に損害を与えた場合は、直ちに修復すること。
- (2) 常駐員の過失に起因する故障又は不具合が生じた場合は、直ちに修復すること。

#### 11. 監督職員

北海道運輸局総務部総務課総務係長

国土交通省行政情報ネットワークシステムの  
運用・管理及び保守詳細仕様（北海道運輸局版）

I. 対象機器等の運用・管理及び業務支援

1. 運用・管理の範囲

クライアントPCに導入されているネットワーク資産管理等のソフトウェアを使用し、次の対象機器等の運用・管理を行うこと。

(1) ハードウェア

「仕様書6. 対象機器等」に定めるハードウェアとする。

(2) ソフトウェア

「仕様書6. 対象機器等」に定める機器等に導入されているオペレーティングシステム等次のソフトウェアとする。

- ① オペレーティングシステム
- ② 管理用アプリケーション
- ③ ウィルス対策アプリケーション
- ④ 文書等業務アプリケーション（MS Office、一太郎等）
- ⑤ 行政情報システム管理運営細則第10条の承認に基づくアプリケーション

2. 業務支援

常駐員は、「仕様書3. 運用・管理及び保守の期間、時間」に定める期間及び時間中、北海道運輸局総務部総務課に常駐し、次の業務支援を実施すること。

- (1) クライアントPC等の据え付け調整、設定、ソフトウェアのインストール、再インストール及びネットワークの設定等を実施し、職員の利用環境を整備すること。

なお、日常的な運用に伴う軽微な環境設定変更（人事異動時における環境設定変更、ファイルサーバー等の接続設定等）は、発注者の業務範囲とする。

- (2) 対象機器等の修理、部品交換が必要な場合は、監督職員の指示のもとメーカー等に対するセンドバック支援、及び梱包・発送に係る支援を行うこと。
- (3) 北海道運輸局ホームページ及び各支局・海事事務所ホームページの編集作業における技術上の助言及び編集作業の支援を行うこと。
- (4) 電子メールを利用して行う外部に対するアンケート調査及び意見募集並びにその集約作業に関する技術上の助言及び業務の支援を行うこと。

II. 対象機器等の保守

1. 保守の範囲

「1. 運用・管理の範囲」に定める対象機器等とする。

2. 保守内容

- (1) クライアントPC等の安定、確実な動作の維持のために、監督職員の指示のもと

必要な措置を講ずること。

- (2) 職員からの対象機器等に関する問い合わせに関し、適切な指示、指導を行うこと。  
また、必要に応じ資料などを作成すること。

### Ⅲ. 対象機器等の障害発生時の対応

#### 1. 障害発生時の報告・連絡体制

対象機器等に障害が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに実施責任者へ連絡すること。

#### 2. 障害発生時の処理体制

対象機器等に障害が発生した場合は、監督職員の指示のもと次のとおり処理すること。

- ① 障害の内容の把握・箇所の特定を行うこと。
- ② 直ちに障害復旧に努めるとともに、速やかに必要な処置を行うこと。
- ③ 必要に応じソフトウェアを再インストールし、機能の回復を図ること。
- ④ 遠隔地にて障害が発生した場合は、現地担当者との連絡を取り、遠隔操作にて必要な処置を行うこと。遠隔操作できない場合は、電話等により作業手順を指示し、必要な処置を行うこと。また、実作業を必要とする場合は、現地より機器等の送付を受け、必要な処置を行うこと。

### Ⅳ. その他

1. 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
2. 本仕様書に定める常駐員の要員を確保すること。
3. 受注者は、技術的問題点等の早期解決のため社内に技術的支援対策を確立すること。
4. 国土交通省行政情報ネットワークシステムに係るハードウェア及びソフトウェア等の環境に変更が生じた場合には、本仕様を適用することを原則とするが、詳細については別途協議するものとする。
5. 安全防災危機に関する重要かつ重大な事態が発生し、北海道運輸局における行政情報ネットワークに緊急体制を敷く必要があり、発注者から協力要請があった場合は、これに応じるものとする。

2025年4月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			○		○	
6	7	8	9	10	11	12
	○		○		○	
13	14	15	16	17	18	19
	○		○		○	
20	21	22	23	24	25	26
	○		○		○	
27	28	29	30			
	○		○			

2025年5月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					○	
4	5	6	7	8	9	10
	○		○		○	
11	12	13	14	15	16	17
	○		○		○	
18	19	20	21	22	23	24
	○		○		○	
25	26	27	28	29	30	31
	○		○		○	

2025年6月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	○		○		○	
8	9	10	11	12	13	14
	○		○		○	
15	16	17	18	19	20	21
	○		○		○	
22	23	24	25	26	27	28
	○		○		○	
29	30					
	○					

2025年7月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			○		○	
6	7	8	9	10	11	12
	○		○		○	
13	14	15	16	17	18	19
	○		○		○	
20	21	22	23	24	25	26
	○		○		○	
27	28	29	30	31		
	○		○			

2025年8月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					○	
3	4	5	6	7	8	9
	○		○		○	
10	11	12	13	14	15	16
	○		○		○	
17	18	19	20	21	22	23
	○		○		○	
24	25	26	27	28	29	30
	○		○		○	
31						

2025年9月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	○		○		○	
7	8	9	10	11	12	13
	○		○		○	
14	15	16	17	18	19	20
	○		○		○	
21	22	23	24	25	26	27
	○		○		○	
28	29	30				
	○					

2025年10月 14 日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			○		○	
5	6	7	8	9	10	11
	○		○		○	
12	13	14	15	16	17	18
	○		○		○	
19	20	21	22	23	24	25
	○		○		○	
26	27	28	29	30	31	
	○		○		○	

2025年11月 12 日

日	月	火	水	木	金	土
						1
						○
2	3	4	5	6	7	8
	○		○		○	
9	10	11	12	13	14	15
	○		○		○	
16	17	18	19	20	21	22
	○		○		○	
23	24	25	26	27	28	29
	○		○		○	
30						

2025年12月 12 日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	○		○		○	
7	8	9	10	11	12	13
	○		○		○	
14	15	16	17	18	19	20
	○		○		○	
21	22	23	24	25	26	27
	○		○		○	
28	29	30	31			
	○		○			

2026年1月 12 日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					○	
4	5	6	7	8	9	10
	○		○		○	
11	12	13	14	15	16	17
	○		○		○	
18	19	20	21	22	23	24
	○		○		○	
25	26	27	28	29	30	31
	○		○		○	

2026年2月 12 日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	○		○		○	
8	9	10	11	12	13	14
	○		○		○	
15	16	17	18	19	20	21
	○		○		○	
22	23	24	25	26	27	28
	○		○		○	

2026年3月 13 日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	○		○		○	
8	9	10	11	12	13	14
	○		○		○	
15	16	17	18	19	20	21
	○		○		○	
22	23	24	25	26	27	28
	○		○		○	
29	30	31				
	○					

年間日数 153 日

\* 指定する曜日が祝日の場合は、他の曜日に振り替えて指定する。